

道営住宅ともえ団地跡地の概要

所在地(地番)	函館市弥生町 22 番 2
敷地面積	2, 121. 89 m ² (確定測量実施中であること, 下記越境物の部分を分筆することにより変動する可能性があります)
用途地域等	第 1 種住居地域
建ぺい率/容積率	60%/200%
その他の区域	建築基準法第 22 条区域, 西部地区都市景観形成地域(住宅地景観ゾーン, 建築物の高さ 13m 以下), 広告景観整備地区(第 1 区域)
備考	現状, 公図と実際の土地形状との間に差異があります。また, 道路境界線沿いに道路雨水排水施設が越境してきているほか, 道路境界線沿いにコンクリート擁壁等が設置されています。その他, 記念碑等の残存物があります。

ともえ団地跡地付近見取図



ともえ団地跡地

道道函館漁港線

デイサービスセンター
西部児童館

道道函館漁港線

入舟町会館

厳島神社

弁天町

弥生町

弁天町郵便局

市営住宅
函館弁天
心斎荘

弁天町会館

市営住宅
弁天改良団地

北消防署
弥生出張所

西中学校

弥生町会館

称名寺

善福寺

弁天町会館

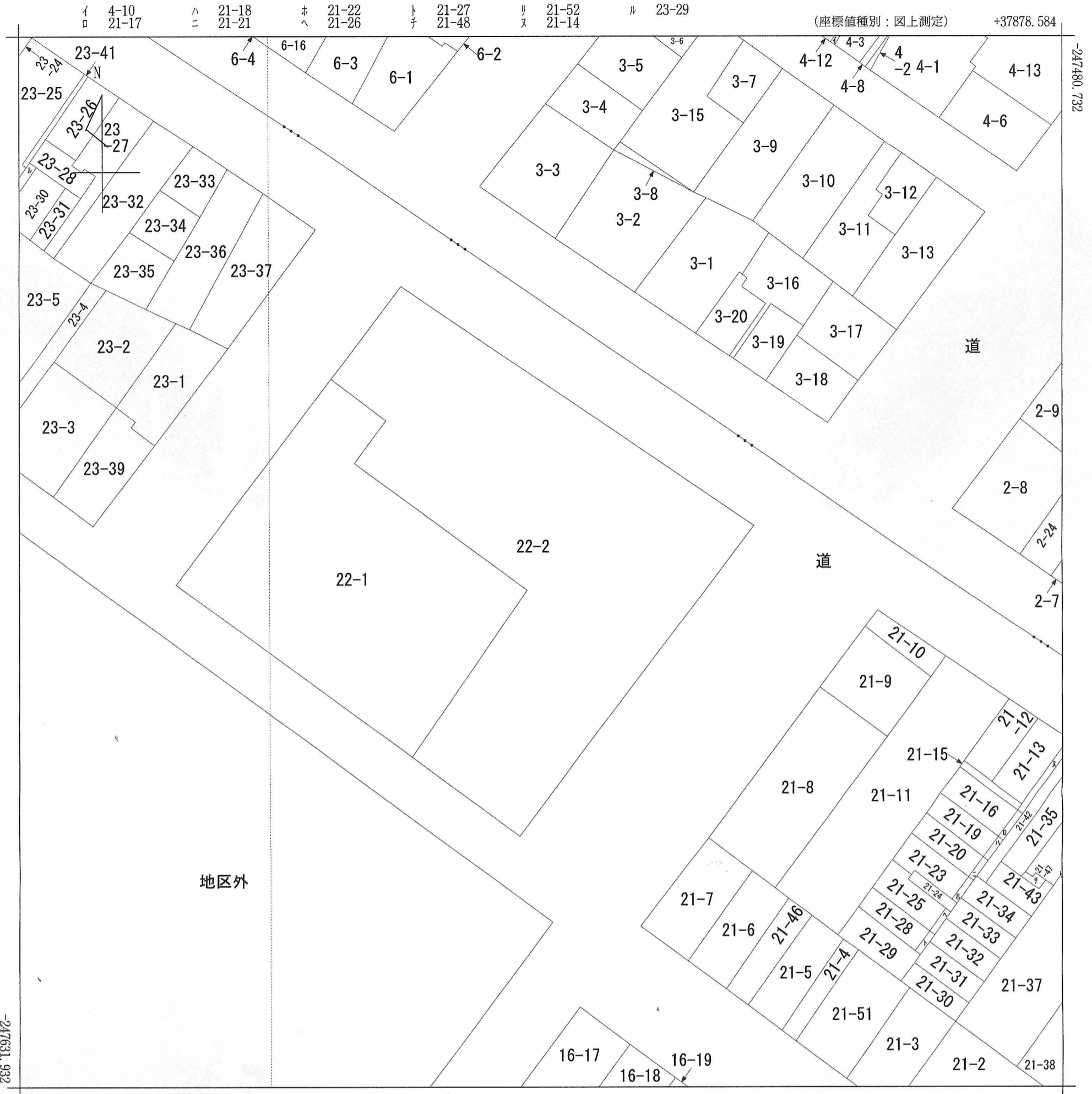
弥生町

実行寺

東本願寺函館別院

道道函館漁港線

大町郵便局



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	函館市弥生町				地番	22番2		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	X I	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和4年9月1日
函館地方法務局

請求番号：29-1
(1/1)

登記官

高橋淳



公用

公用

登記年月日：昭和47年1月18日

076096

土地積測在量図

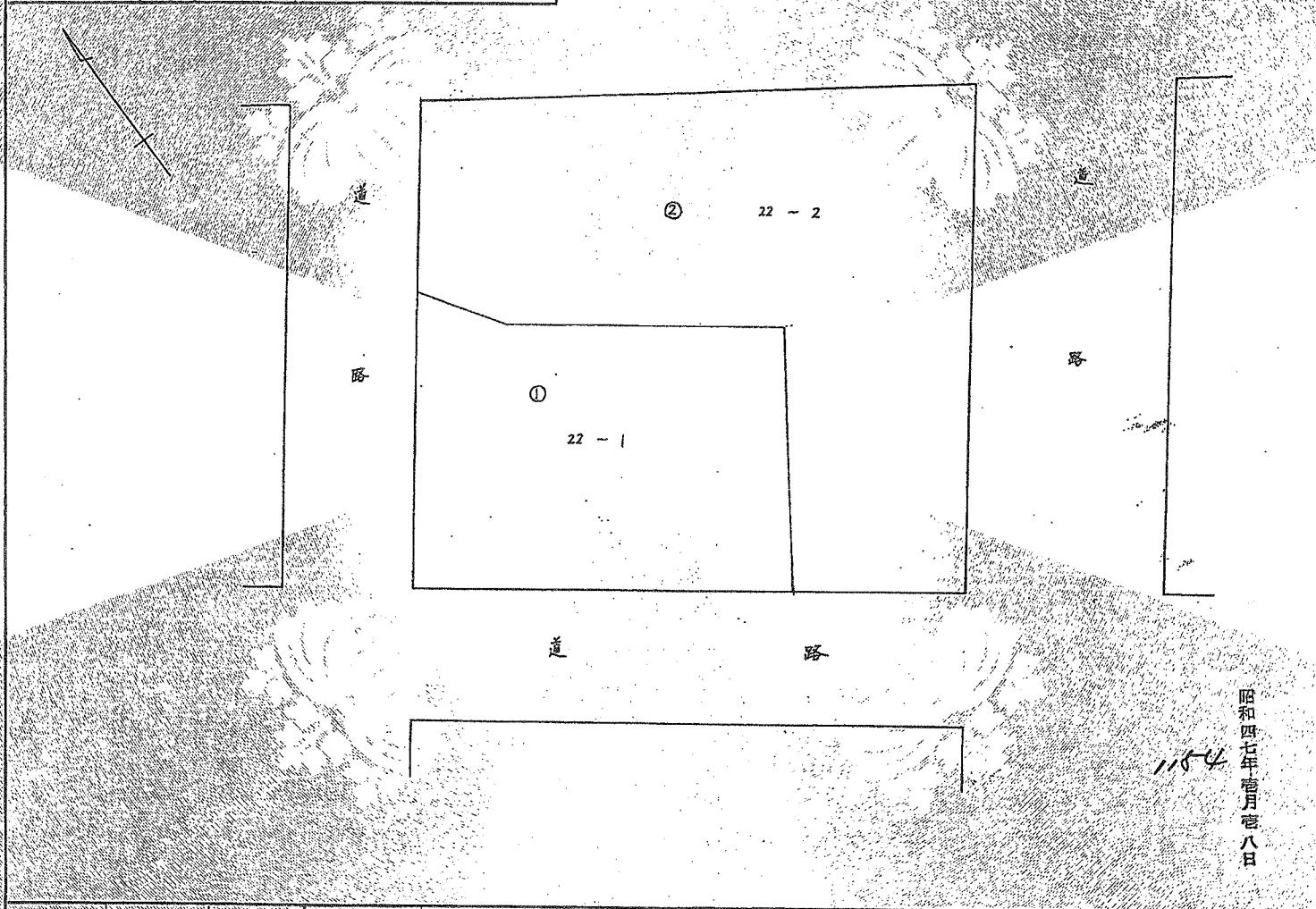


堀

310270

地番	22-1, 22-2
----	------------

土地の所在	函館市相生町
-------	--------



作製年月日
昭和47年1月18日

作製者

函館市総務部管財課
技師 堀尚雄

嘱託者

矢野



昭和四十七年一月十八日

縮尺	1/500
----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(函館地方務局管轄)
令和6年6月12日
札幌法務局

登記官

坪井英樹



公用

登記年月日：昭和47年1月18日

076097

土地積測量図



地番 22-1-2

土地の所在 玉館市羽生町

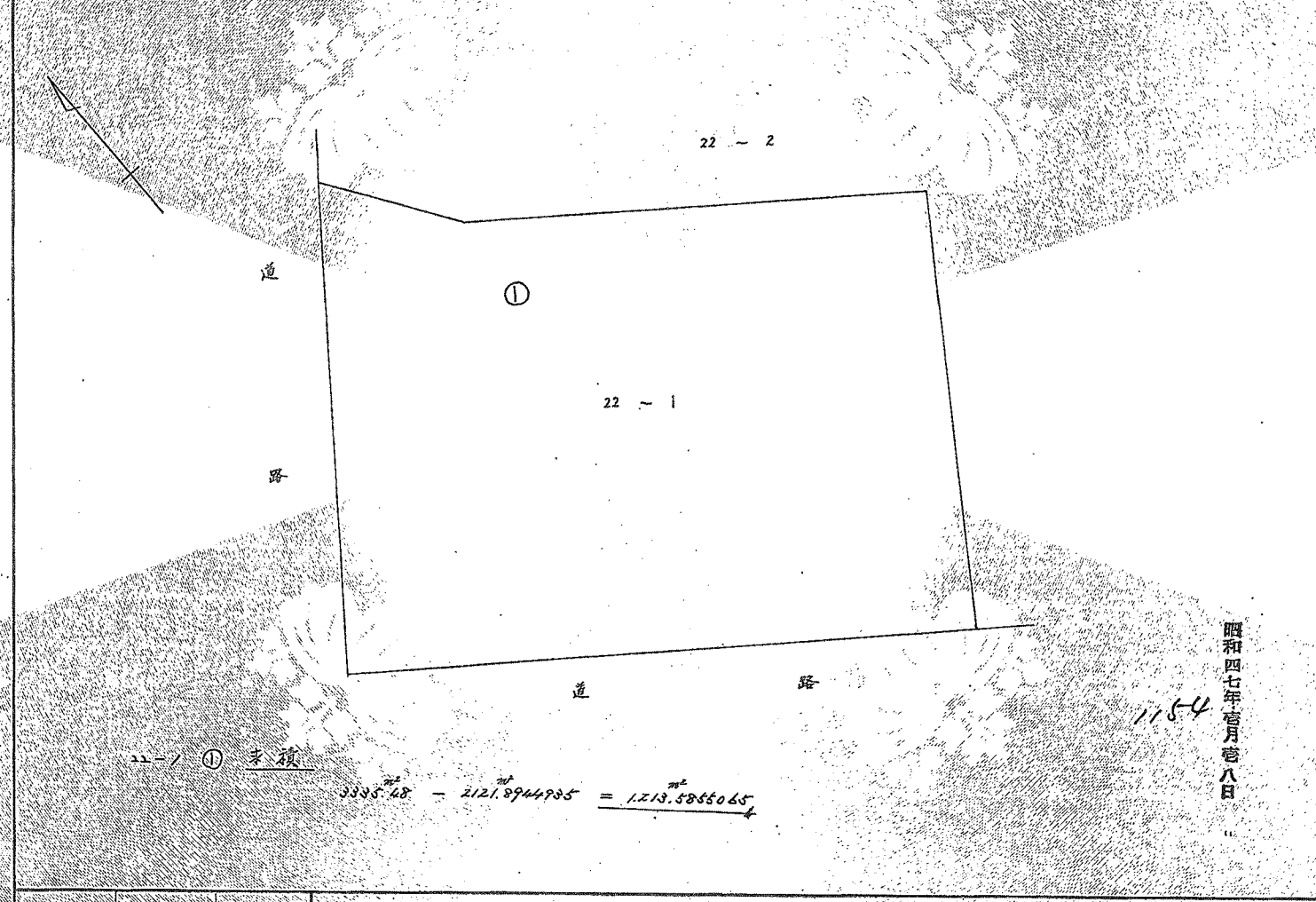
昭和47年1月6日

作製者

函館市総務部管財課
技師 堀尚
鑑

囑託者

矢野



22-1 ① 未積
 $3335.48 \text{ m}^2 - 2121.8944935 \text{ m}^2 = 1213.5855065 \text{ m}^2$

昭和四十七年一月八日

縮尺 1/300

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(函館地方税务局管轄)
令和6年6月12日
札幌法務局

登記官

坪井英樹



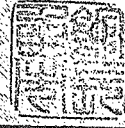
公用

登記年月日：昭和47年1月18日

076098

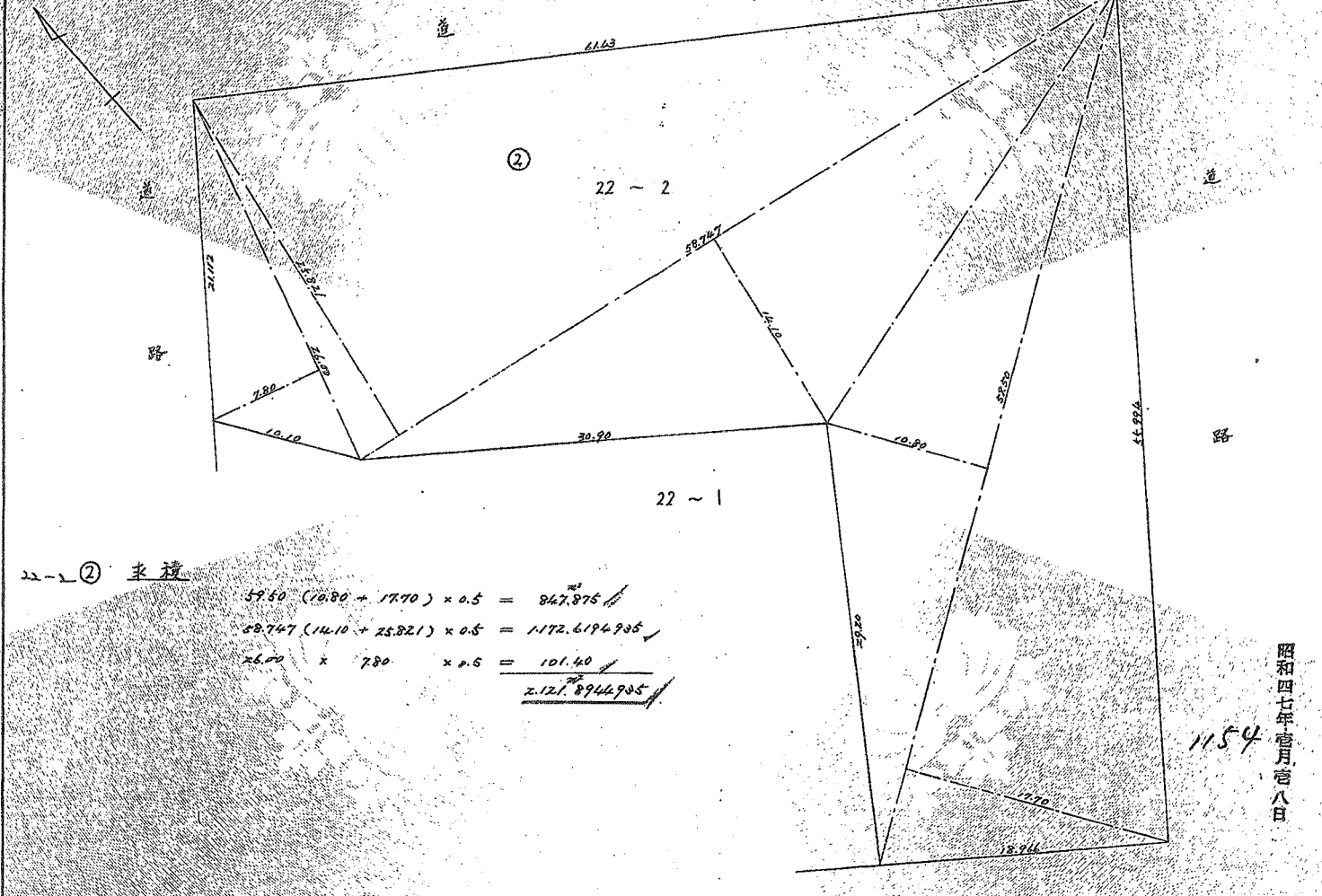
土地積測量図

堀



1/2

地番	22-2-1
土地の所在	函館市砂子町



22-2 ② 求積

$$59.60 (10.80 + 17.70) \times 0.5 = 847.875$$

$$59.747 (14.10 + 25.821) \times 0.5 = 1172.6194935$$

$$26.50 \times 7.80 \times 0.5 = 101.40$$

$$2.121, 8944.935$$

作製年月日	昭和47年1月18日
作製者	函館市総務部管理課 技師 堀尚
嘱託者	矢野 康

昭和四十七年一月十八日

縮尺	1/300
----	-------

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(函館地方方法務局管轄)

令和6年6月12日

札幌法務局

登記官

坪井英樹



表題部 (土地の表示)		調製	平成10年2月26日	不動産番号	4400000348220
地図番号	連-23-3-4 連函I23-3-4	筆界特定	余白		
所在	函館市弥生町			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
22番2	宅地	2121	89	22番1から分筆 〔昭和47年1月18日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和47年3月31日 第9109号	原因 昭和47年3月31日払下 所有者 北海道 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年2月26日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和4年9月1日
函館地方法務局

登記官

高橋 淳



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

ともえ団地跡地現況写真





